



在ハンガリー日本商工会

Magyarországi Japán Vállalkozók Egyesülete
1025 Budapest, Szemlőhegy u. 16. 1/1. Tel:(36-1) 373-0400 e-mail address : info@shokokai.hu

2020. 06. 22.

在ハンガリー日本商工会ご案内

1. 本会は、日本企業の事務所・事業所（日系法人）が当国で円滑に事業活動するため、必要な法律・規制、事業環境その他の問題などに関する情報交換とその検討を行う。また、必要に応じ関連官庁などへの陳情・意見具申などを行う。
2. 日系法人の利害を守り、責任を果たすために、その目的に合致する行事への参加・支援や他国商工会議所との交流等対外活動を行う。
3. 日ハ交流の為に、その目的に合致する行事、催物、会合等への参加や支援を行う。
4. 会員企業および駐在員相互の親睦を図る。
5. 日本人学校の存続に不可欠な支援を行う。また、補習校等主に日本人を対象に日本語による教育を行っている団体・組織に対し、必要に応じ支援を行う。
6. 在留邦人の自主的な活動（日本人会等）に対し、必要に応じ支援を行う。

[2019 年度の主な活動]

月日	内容
1 月	運営委員会
2 月	定例会
3 月	定例会
3 月	23 回日本語スピーチコンテスト支援、審査員として出席
4 月	運営委員会
5 月	会計・税制部会セミナー
5 月	春季ソフトボール大会
5 月	定例会
6 月	運営委員会
7 月	会計・税制部会セミナー
7 月	定例会
9 月	運営委員会
9 月	秋季ソフトボール大会
9 月	ふれあい運動会支援、来賓として参加
10 月	定例会
10 月	日本人補習校 教材購入費支援
11 月	運営委員会
12 月	在ハンガリー日本大使館主催日ハ国交樹立 150 周年イベント支援、参加
12 月	労働部会セミナー
12 月	会計・税制部会セミナー
12 月	定例会



在ハンガリー日本商工会

Magyarországi Japán Vállalkozók Egyesülete

1025 Budapest, Szemlőhegy u. 16. 1/1. Tel:(36-1) 373-0400 e-mail address : info@shokokai.hu

(資格)

1. **正会員**：正会員は当国に事務所・事業所をもつ日本企業の子会社・支店・駐在員事務所、日本企業が資本参加した現地法人、これに準ずる現地法人とする。定例会等において正会員は1議決権を有するものとする。なお、当会の各種会議の使用言語は原則日本語であり、日本語を解することが正会員の条件である。
2. **準会員**：日本政府が出資者となっている法人（いわゆる政府関係機関）は準会員とし、定例会等において1法人1議決権を有する。入会費および基本会費の半額を払うものとする。
3. **賛助会員**：日本からの派遣社員を配置していない企業や当国に事務所・事業所を持たない企業で、当会の各種役員の役割を果たすことが困難な場合、賛助会員となることができる。賛助会員は議決権を有しないが、入会費及び基本会費を払うものとする。ただし、日本語を解する社員の参加を条件とする。
4. **名誉会員**：在ハンガリー日本大使館は、名誉会員とする。定例会等における議決権を有しない。名誉会員は会費を免除される。

(入退会)

1. 本会に入会を希望する法人は、入会申請を書面にて幹事へ提出し、定例会で承認する。
2. 会員が退会を希望する場合は、退会届を書面にて提出することにより、退会することができる。

(入会金)

入会にあたっては、500ユーロを入会金として納入する。いったん納入された入会金は払い戻さない。ただし、退会后3年以内に再入会の際は、入会金は免除される。

(会費)

1. 本会の経費は、会費（入会金および年会費）によって賄う。
2. 会計年度は1月～12月とする。
3. 正会員の年会費は、会員企業の邦人駐在員の人数（当該年の1月1日および7月1日）を基準とし、下記を基本とする。実際の会費は、年度予算決裁時に決定する。

・ 1-2名	1,350ユーロ/年
・ 3名	1,550ユーロ/年
・ 4名	1,800ユーロ/年
・ 5名	2,000ユーロ/年
・ 6名以上	2,300ユーロ/年



在ハンガリー日本商工会

Magyarországi Japán Vállalkozók Egyesülete

1025 Budapest, Szemlőhegy u. 16. 1/1. Tel:(36-1) 373-0400 e-mail address : info@shokokai.hu

4. 期中（半年）に駐在員数が増減しても、年会費調整は行わない。
5. 会費の請求書は、1月初めおよび7月初めに会員からの駐在員数（1月1日および7月1日現在）の報告に基づき、幹事が発行し、会員は原則3月末および9月末までに会費を納入する。
6. 会費は、会員の選択でフォリントまたはユーロで納入できる。その場合の為替レートは、当該年1月最初の営業日および7月最初の営業日の終値のTT Sとする。
7. 商工会側の会費入金手数料は商工会が負担する。
8. 期中入会の場合の年会費は、4半期ベースで計算のうえ納入する。

入会手続きに関する詳細は、事務局までお問い合わせください

Tel/Fax: +36-1-373-0400

info@shokokai.hu shokokai.bp@gmail.com

事務局時間：月曜日、火曜日、木曜日 09:00-15:00

以上